

1. 件名：特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合への対応について

2. 日時：令和2年8月6日 12：10～12：25、13：30～13：55

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

日立GEニュークリア・エナジー株式会社

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他5名※

5. 要旨

(1) 日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）及び三菱重工業株式会社（以下「三菱」という。）から、本日の審査会合（第2回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合）において、以下のとおり、議論された事項の確認があった。

【日立GEの申請に係る議論関連】

- 外運搬規則に定める車両運搬時の荷姿である輸送荷姿を構成する貯蔵用付属品（輸送用緩衝体、三次蓋及びモニタリングポートカバープレート）と今回申請されたものとは、一部がそれぞれ改造されていることから、外運搬規則の要求事項に対する適合性説明時に用いた評価結果の引用には考慮が必要と考えられる。このことを踏まえ、改造による特定兼用キャスクの安全機能への影響について説明すること
- 後段の型式指定の申請範囲を考慮した上で、上記の改造されている特定兼用キャスク貯蔵用付属品の申請範囲を明確にすること
- 閉じ込め機能の評価について、貯蔵時と輸送時では健全性の判断に用いる指標が異なることから、今後は、貯蔵時と輸送時の評価手法の差異を含めて、閉じ込め機能の成立性を説明すること
- 地震時の評価について、トラニオンの固定方法の適用範囲を示すこと
- 特定兼用キャスクの評価で示されている使用済燃料体の燃焼度と電力事業者の管理値には、燃焼度計算に用いる計算機プログラムの違いによる差異が生じるため、特定兼用キャスクへの使用済燃料集合体の収納体数等の収納条件検討における、この相違への考慮の考え方を説明すること
- 本件と同時に申請されている他社の審査状況を把握し、必要なものは適宜反映す

ること

【三菱の申請に係る議論関連】

- 外運搬規則に定める車両運搬時の荷姿である輸送荷姿を構成する貯蔵用付属品（輸送用緩衝体、三次蓋及びモニタリングポートカバープレート）と今回申請されたものとは、一部がそれぞれ改造されていることから、外運搬規則の要求事項に対する適合性説明時に用いた評価結果の引用には考慮が必要と考えられる。このことを踏まえ、改造による特定兼用キャスクの安全機能への影響について説明すること
- 後段の型式指定の申請範囲を考慮した上で、上記の改造されている特定兼用キャスク貯蔵用付属品の申請範囲を明確にすること
- 閉じ込め機能の評価について、貯蔵時と輸送時では健全性の判断に用いる指標が異なることから、今後は、貯蔵時と輸送時の評価手法の差異を含めて、閉じ込め機能の成立性を説明すること
- 貯蔵架台について、特定兼用キャスクの型式証明の申請範囲と特定兼用キャスクの使用者である電力事業者が別途行う設置（変更）許可申請範囲の仕分けを、評価で用いる地震動の考え方（サイト固有の基準地震動の必要性）を含めて整理して説明すること
- 本件と同時に申請されている他社の審査状況を把握し、必要なものは適宜反映すること

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 日立GE及び三菱より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上